

宇土市統合型GIS及び公開型GIS等構築・運用業務委託

＜公募型プロポーザル実施要領＞

令和5年4月

宇土市 企画財政部 まちづくり推進課

1. 基本事項

1-1. 業務名

宇土市統合型 GIS 及び公開型 GIS 等構築・運用業務委託

1-2. 業務目的

この実施要領は、宇土市統合型 GIS 及び公開型 GIS 等構築・運用業務委託（以下「本業務」という）に係る公募型プロポーザル方式において、参加事業者に提案を募り、その中で信頼性が高く、最も本市に適した事業者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

1-3. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

1-4. 事業内容

本業務の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 統合型 GIS 構築
- (2) 水道台帳 GIS 構築
- (3) 下水道台帳 GIS 構築
- (4) 公開型 GIS 構築
- (5) 道路台帳電子化
- (6) 公共下水道台帳電子化
- (7) 漁港台帳電子化
- (8) 住宅地図データ調達
- (9) 操作研修
- (10) 運用保守・管理

1-5. 業務委託料上限額

金 173,096,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※上記には令和 8 年 3 月 31 日までの利用料を含む

（内訳）

システム構築・電子化業務 上限 166,232,000 円（税込）

システム運用保守・管理費用 上限 6,864,000 円（税込）

1-6. 実施期間

構築期限：令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

運用保守期間：令和 6 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1-7. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、以下のすべての条件を満たす事業者とする。なお、内容に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇土市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつその期間中に指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (4) 宇土市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (5) 告示日現在において、守秘義務及び情報セキュリティ等の観点より熊本県内の本店、または支店・営業所にて、原則、JIS Q 27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）、また、JIS Q 15001（プライバシーマーク：個人情報セキュリティ）の認証資格を取得していること。
- (6) 地方共同法人地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の LGWAN-ASP サービスのアプリケーションおよびコンテンツサービスに自社で登録していること。
- (7) 地方公共団体において、平成 29 年度以降（過去 5 年）に同種業務いずれかの導入実績が 3 件以上あること。※同種業務とは、統合型 GIS、公開型 GIS、水道台帳管理 GIS、下水道台帳管理 GIS 構築業務とする。

1-8. スケジュール

プロポーザル選定のスケジュールは以下のとおりとし、書類受付は、土曜、日曜、祝日を除く 9 時～17 時とする。

No	手続き等	期限
1	公表	令和 5 年 3 月 23 日（木）
2	公募受付開始日	令和 5 年 4 月 3 日（月）
3	質問書の提出期限	令和 5 年 4 月 14 日（金）
4	質問書の回答期限	令和 5 年 4 月 18 日（火）
5	参加申出書の提出期限	令和 5 年 4 月 25 日（火）
6	企画提案書の提出期間	令和 5 年 4 月 25 日（火）
7	資格審査結果の通知	令和 5 年 4 月 26 日（水）
8	プレゼンテーション（ヒアリング）	令和 5 年 5 月 11 日～16 日 ※
9	特定結果通知	令和 5 年 5 月下旬

※プレゼンテーションの詳細は追って通知する。

2. 各種申請の手続き

2-1. 参加申出書の提出

プロポーザル参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合には、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加申出書（様式 1）

② 会社概要書（様式 2）

※別添資料①、パンフレット、企業の認証資格証明書、直近の決算書を添付すること。

③ 企業の業務実績（任意様式）

④ 業務実施体制（任意様式）

(2) 提出期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 5 年 4 月 25 日（火）17 時まで（土日・祝日を除く）に必着とする。

(3) 提出方法

持参または郵送によるものとする。郵送の場合は受付期間内に必着とする。

(4) 提出先

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51

宇土市役所 企画財政部 まちづくり推進課 DX 推進室（担当：渡辺・太田）

電話番号：0964-22-1111

(5) 参加資格確認通知

令和 5 年 4 月 26 日（水）に、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式 3）を電子メールにて通知する。

2-2. 質問書の提出および回答

本プロポーザルに関する質問は、以下の方法にて提出すること。

(1) 提出書類

① 質疑・回答書（様式 6）

(2) 提出期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 5 年 4 月 14 日（金）17 時まで（土日・祝日を除く）に必着とする。

(3) 提出方法

電子メールによるものとする。尚、質問に際しては、対象箇所の資料名及び項番号を記載すること。また、電子メールの表題は「【宇土市統合型GIS及び公開型GIS等構築・運用業務委託】質問書（事業者名）」とすること。

(4) 提出先

企画財政部 まちづくり推進課 DX 推進室（担当：渡辺・太田）

E-mail : machi03@city.uto.lg.jp

(5) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和 5 年 4 月 18 日（火）までに本市 HP にて公開する。

2-3. 企画提案書の提出

企画提案書の提出については、企画提案書要求事項（評価基準）を確認の上、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 経費総括表（見積書）（様式 4）

様式 4 に関する見積内訳書（任意様式）

※運用保守・管理費用（26 ヶ月間）に関する見積内訳書（任意様式）も別途提出すること。また、令和 8 年 4 月 1 日以降の 1 年間（1 年度）の運用保守・管理費用についても見積書（任意様式）を提出すること。

② 公募型プロポーザル企画提案書（様式 5）

③ 機能要件一覧（別紙 1）

(2) 提出期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 5 年 4 月 25 日（火）17 時まで（土日・祝日を除く）に必着とする。

(3) 提出方法

2-1. (3) と同様とする。

(4) 提出先

2-1. (4) と同様とする。

(5) 企画提案書作成要領

① 表紙には、表題として「宇土市統合型GIS及び公開型GIS等構築・運用業務委託」と記載すること。

② 日本語で記載し、目次およびページ番号を付与すること。

③ 図表番号等については図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与すること。

④ 日本工業規格 A4（縦）として、横書きで記載し、両面印刷で提出すること。ただし、工程表などは A4（横）でも構わない。

⑤ 巻末の【配点（評価基準）】の評価項目に基づき 40 ページ以内にまとめること（表紙、目次はページ数には含めない）。

⑥ 文字サイズは 11 ポイント以上とする（図表中の文字については除く）。フォントの指定はなし。

⑦ 企画提案書の部数は正本 1 部、副本 6 部を提出すること。

⑧ 企画提案書の副本には、企画提案者名（企業名等）がわかるような記述は一切しないこと。

⑨ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するな

ど見やすく明確な企画提案書を作成すること。

2-4. プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーション審査を行い、最も優秀な事業者を特定者に選定する。

(1) 日時

令和5年5月11日～16日の期間内

(※詳細は別途通知にて記載する)

(2) 会場

宇土市役所2階 第3会議室

(3) 所要時間

① 準備・片付け	各5分
② 企画提案プレゼンテーション・ヒアリング	40分
③ 質疑応答	30分程度

(4) 内容

提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施するものとする。

デモンストレーションについては、本市LGWAN環境に接続するものとし、本市が準備する端末を使用すること。

ただし、デモンストレーション時のLGWAN回線速度は、30Mbpsである。

(5) 参加人数

プロジェクト管理者を含め、4人までとする。

(6) 使用機器

プレゼンテーション会場に用意するスクリーン及びプロジェクターの使用を認める。

パソコン等の機器類(LGWAN環境端末除く)は各自準備すること。

(7) その他

プレゼンテーションでは、提案書の要点等をまとめた別資料のスクリーンへの投影等は認めるが、資料配布は一切認めない。別資料を用いる場合、提案書の該当ページを明確にすること。

2-5. 特定結果通知

審査の結果、受託者として特定した者に対し結果通知書(様式7)を、受託者として特定しなかった者に対し結果通知書(様式8)を文書にて通知する。また、審査結果は、宇土市公式ホームページにも掲載する。

特定者は、市と仕様及び価格等の細目について協議をするものとする。この場合、市は必要に応じて特定者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。

3. その他

3-1. 失格事項

企画提案者が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 1-7. プロポーザル参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (4) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 過去1年以内に市町村において指名停止を受けている場合
- (6) 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (7) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

3-2. 辞退

参加申出後に辞退する場合には、辞退届（様式9）を提出すること。辞退届は令和5年4月26日（水）17時までに提出するものとする。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札には一切影響はない。

3-3. その他留意事項

- (1) 企画提案書作成に関する費用については、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書に示す内容は、契約締結後に企画提案者が必ず履行できる内容とする。
- (3) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。
- (4) 本プロポーザルに関する宇土市の配布資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された企画提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で企画提案者に無断で使用することはない。
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (8) 企画提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が設定した最低評価点数以上を満たした場合は、その事業者を特定者として選定する。
- (9) 企画提案書提出後において、特定者の選定までの間は企画提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (10) 本受託事業者は、本調達の一部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という）を原則として禁止するものとする。ただし、本受託事業者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由（必要性）、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について届出を行い、本市が了承した場合は、この限りでない。
- (11) 審査の経緯及びその内容に関しては電話、文書での問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

【配点（評価基準）】

企画提案書及び提案価格については、以下の着目点により総合的に評価するものとする。

評価項目	配点(満点時)
会社概要・実績等	12 点
業務実施方針・工程・実施体制等	14 点
業務提案(提案書内容)	49 点
機能要件	5 点
プレゼンテーション	10 点
提案価格	10 点
合計	100 点